

令和3年第3回大玉村議会臨時会会議録

第1日 令和3年7月30日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉 太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
政 策 推 進 課 長 館 下 憲 一	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
建 設 課 長 杉 原 仁	

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の一括上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・採決

議案第46号 大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度大玉村一般会計補正予算について

議案第48号 財産の無償譲渡について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 鈴木真一、藤田良男、齋藤智

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

令和３年第３回７月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は、１２名全員であります。定足数に達しておりますので、令和
３年第３回大玉村議会臨時会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番佐原佐百合
君、７番鈴木康広君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） 改めて、おはようございます。

本臨時会の会期日程等について、去る７月２７日午前１０時より、第１委員会室に
おきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果につ
いて、以下報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提
出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたし
ました。

本臨時会に提出される事件は、村長提出の議案３件、その内容は、条例改正案件
１件、補正予算案件１件、財産の無償譲渡案件１件、合わせて３件であります。

よって、会期につきましては、本日１日間と決定いたしました。なお、審議日程に
つきましては、本日７月３０日、本会議、議案の一括上程、提案理由の説明、議案審
議という日程で行います。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審
議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異
議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会における諸般の報告は、説明員の報告についてであります。内容につきましては、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第46号から議案第48号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木真一） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第3回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

また、私ごとになりますが、さきの村長選挙において3期目の当選をさせていただきました。ご支援、誠にありがとうございました。なお、3期目の所信については、9月定例会で述べさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会における提出議案は、条例改正案1件、補正予算案1件、財産の無償譲渡案件1件、合わせて3件であります。

それでは、議案第46号、大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続法における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードの発行主体として明確化されたことから、本条例第2条第1項第17号に規定する本村が行う個人番号カードの再発行事務に関する規定を削除するとともに、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、同条同項第35号に規定する通知カードの再発行事務に関する規定について削除するものであります。これにより、同条同項第18号から第34号までの規定を1項ずつ繰り上げ、所要の改正を行うものであります。

なお、改正法施行期日までに、機構は総務大臣の許可を得て、再発行手数料の額を定める規定を制定するとともに、機構は村と業務委託契約を締結し、引き続き村が手数料徴収事務及び手数料領収書の発行事務を行うものであります。

本条例は改正法に準じ、令和3年9月1日から施行するものであります。

次に、議案第47号、令和3年度大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算のほう、1ページをお開きください。

今回の補正は、土木施設災害復旧経費について、緊急性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に２億４，６０６万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億６，７８９万円とするものであります。

また、補正予算第２条は、３ページに掲載のとおり、公共土木施設災害復旧事業債に係る地方債の追加であります。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

１０ページをお開きください。

款１１災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧に要する経費は、大作田１号線災害復旧工事費２億４，０００万円や土地購入費６１２万円、合わせて２億４，６１２万円の補正計上であります。

款１４予備費は、財源を調整し、５万８，０００円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

８ページをお開き願います。

款１５国庫支出金の災害復旧費国庫補助金は、大作田１号線の災害復旧工事費に充当となる公共土木施設災害復旧費補助金１億６，４１６万２，０００円の補正計上であります。

款２２村債は、公共土木施設災害復旧事業債８，１９０万円の補正計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案のほうにお戻りいただいて、議案第４８号、財産の無償譲渡について申し上げます。

情報通信基盤整備事業を活用し、大玉村全域に整備した大玉村光ファイバー網及び関連設備について、今後設備更新や不足エリアへの対応等が見込まれることから、これらの設備を東日本電信電話株式会社へ無償譲渡することにより、維持管理に係る財政的負担及び人的負担を削減することができ、一方では災害時の迅速な対応や近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に効率的、また効果的に対応が可能となるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第６、議案第４６号「大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。１１番。

○１１番（押山義則） 確認させていただきます。

現行で再発行の手数料とかなんかが８００円、それから１７番で８００円、今まで３５番で５００円だったんですが、今度は削除になっているんですが、この再発行の

際の手数料は、今後はどのようになるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

手数料条例第2条第1項17号に規定する個人番号カードの再発行手数料につきましては、現在、総務省と機構の間で協議中でありまして、現行と同じ1件1枚につき800円で調整中ということでございます。

なお、機構は総務大臣の許可を得まして、手数料の額を定める規定を8月中に制定するというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 例えば、今のカードの期限が切れた場合とかなんかの取扱いは、再発行扱いになるんですか。その辺について、どういう話をされているのか確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんに再度お答えいたします。

新規発行、それから更新につきましては、現行どおり無料ということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第47号「令和3年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番（本多保夫） 11ページなんですが、この用地を購入すると612万ですか、こ

の土地を買わないとこの災害復旧工事はできないのか、何のための用地を買うのか、その辺の詳細をお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

今回の災害復旧であります、公共土木施設の災害復旧という形で実施をするものでございます。通常、地方公共団体等が道路、公園等の公共施設を整備する場合には、その公共施設の恒久的な存立を確保するために、公共施設の敷地となる土地に関する権利を取得することが必要になります。その土地の公共施設の存立を担保するために取得する土地に関する権利、これをいわゆる権原ということになります。

したがって、今回、災害の現場になっております民有地の山林、これの権原を取得して、公共土木施設としての災害復旧を行うと、そのための土地の取得というふうなことになります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。1番。

○1番（斎藤信一） 工事の内容の説明をお願いいたします。あと、期間ですか、お願いします。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉浦 仁） 1番議員さんにお答えいたします。

まず、工事の内容、対策の内容でございますが、工種で申し上げますと、まず排土工を行います。中腹部の地すべり土塊の一部を排土するといったものでございます。排土ボリュームは1万6,023立米でございます。次に、地表水の排除工を行います。これは、小段排水路、また縦排水路を配置するといったものでございます。排水路の延長は665.3メートルでございます。続きまして、のり面工を実施します。小段排水路の上部にふとんかごを1段、所によっては2段配置すると。延長しまして331.4メートルでございます。また、のり面の植生工としまして植生マット、これは7,045.8立米ほど施工するといったものでございます。

また、工期でございますが、今の予定でいきますと、8月23日査定終了後、10月に契約等を結びまして、翌年、令和4年12月の完了を目指して行うといったところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 今、工事内容の工事概要についてのあらましを伺ったのでありますが、この災害復旧について、災害発生から今回の復旧工事に至る経過についての具体的な説明をお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

この地すべり災に伴う経過でございますけれども、令和元年10月13日に当該地

の被災を確認しておりまして、同月１５日、国交省の防災課により緊急調査を受けてございます。その後、日本大学の専門家による現地確認を１１月８日に行いまして、意見聴取を同月の２６日に行っております。これらを受けまして、国交省の防災課との事前協議、第１回目を令和元年１２月１０日に行っております。その後、令和２年１月３１日に地元の説明会ということで、今後の進め方等について説明を行っているところでございます。

令和２年３月２４日には、令和２年の水田の作付を可能とするための応急水路の供給を開始してございます。令和２年７月２９日には、第２回目の国交省防災課との事前協議、さらに令和３年２月３日に第３回目の国交省との事前協議を行っているところでございます。

今年に入りまして、令和３年３月１６日に日本大学の専門家からの意見聴取を行った上で、６月１５日に国交省の防災課との４回目の事前協議、６月２９日に５回目の事前協議というふうな内容でございます。これらを受けて、最終的に専門家の意見聴取を７月２日に行いまして、これを受けて８月２３日の国交省の災害査定に向けて準備を進めてきたというふうな概要でございます。

今後、災害査定を受けまして、その後、用地契約、工事の仮契約というふうな形で進めてまいりたい。当然、その間に地元の説明会も開催をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） そうすると、これは補助事業になるわけですが、具体的な補助事業の名称というのは、どういう名称の事業が採択されたのか伺います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉浦 仁） １１番議員さんにお答えいたします。

補助事業の名称でございますが、これは通常の道路債ではなくて、名称的には地すべり災害事業になります。これは、地すべり災につきましては、発災してその後、調査解析等が出てまいります。複数年にわたっております。それで、休止した状態であるやうやく災害査定が受けられるといったものでございます。これは、令和元年に災害が発生しましたが、令和３年の事業債、現年債という扱いになってまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りしたいと思います。

（「議長、１１番、すみません」という声あり）

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） 改めて、地元で説明会するというところでございますが、これらの同意の必要性とかなんかについて、改めて確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉浦 仁） 大変失礼しました。

同意の必要性でございますが、まず災害査定を受けるに際しまして、今年の２月に対策工の対象となる地権者の方に、工事を施工すること、また村が用地買収すること、所有権を移転することの同意を、まず今年の２月に得てございます。それを基に、対策工をしっかりと考えてきたといったものでございます。

また、地区の地元説明に関しましては、８月の災害査定を受けまして、９月中に地元組の方、区長、組長、あとは組の方を、集会所もしくは地区集会所に参集いただきまして説明したいと考えてございます。

以上でございます。

（不規則発言あり）

○議長（菊地利勝） 質問ある方は挙手にて。（不規則発言あり）３回ですね。

（「大丈夫ね、大丈夫、はい、１１番」という声あり）

○議長（菊地利勝） １１番さん、３回。（不規則発言あり）建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） １１番議員さんにお答えをいたします。

答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

事業に際して、同意は必要かというふうなお尋ねでございますが、同意は必要でございます。それに関しては、その地区の工事に関しての同意、これは今年２月に先ほど課長が申し上げましたように、同意は得ているというふうな内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第８、議案第４８号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

質疑を許します。１１番。

- １１番（押山義則） この財産の無償譲渡、光ファイバーでございますが、１点だけ確認しておきたいんですが、この不足エリアへの対応などが見込まれる云々のことが書いてございますが、例えば今現在でも、ある地域によっては、このファイバー網が不足しているような地域もございます。その場合の増設とかなんかの窓口は、今度はどこになるのか、あくまでも村が関与できるのか、これは今度、譲渡されたＮＴＴのほうに申込みが必要となるのか、その辺の確認をしておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） １１番議員さんにお答えいたします。

不足エリアの対応につきましては、譲渡後はＮＴＴのほうで対応するということになります。民間事業者でございますので、役場よりはかなりスピード感を持って対応していただけるというふうに期待をしているところでございますし、また譲渡の条件にも、その譲渡したものについて、今までよりもサービスを低下させないようにということで、国のほうからも指導が来ていますので、サービスの低下はないというふうに私どものほうでは捉えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で今臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和３年第３回大玉村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１０時３０分）